

騒音・振動にかかる特定施設の届出について

項目	騒音規制法	振動規制法	京都府環境を守り育てる条例 (騒音・振動)	添付書類	届出期限及び提出部数
新設	「特定施設設置届出書」 (様式第1)	「特定施設設置届出書」 (様式第1)	「特定施設設置(使用)届出書」 (第4号様式)	「別紙」 「事業所の位置図」 「特定施設の配置図」 ※機械のカタログがあれば、写しを添付ください。	工事開始30日前まで 2部提出
変更	「特定施設の種類の数変更届出書」 (様式第3)	「特定施設の種類の数及び能力ごとの数、 特定施設の使用の方法変更届出書」 (様式第3)	「特定施設の種類の数及び能力ごとの 数変更届出書」 (第6号様式)	「別紙」 「事業所の位置図」 「特定施設の配置図」 ※機械のカタログがあれば、写しを添付ください。	工事開始30日前まで 2部提出
	「騒音の防止の方法変更届出書」 (様式第4)	「振動の防止の方法変更届出書」 (様式第4)	「新たに追加された特定施設の届出書」 (第7号様式)		
氏名等変更	「氏名等変更届出書」 (様式第6)	「氏名等変更届出書」 (様式第6)	「氏名等変更届出書」 (第8号様式)	なし	変更後30日以内 1部提出
廃止	「特定施設使用全廃届出書」 (様式第7)	「特定施設使用全廃届出書」 (様式第7)	「特定施設使用全廃届出書」 (第10号様式)	なし	廃止後30日以内 1部提出
承継	「承継届出書」 (様式第8)	「承継届出書」 (様式第8)	「承継届出書」 (第11号様式)	なし	承継後30日以内 1部提出

※騒音規制法ならびに振動規制法に基づく届出は指定地域(工業専用地域及び市街化調整区域以外)のみ必要ですが、京都府環境を守り育てる条例に基づく届出は市内全域が対象となります。

また、法律と条例の両方に該当する特定施設は、法律に基づく届出を行ってください。

騒音・振動にかかる規制基準について

用途地域	区分	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第1種区域以外の住居地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	工業地域
		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
騒音	朝 午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	昼間 午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
	夕 午後6時～午後10時	40dB	45dB	55dB	60dB
	夜間 午後10時～翌日午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB
	区分	第1種区域		第2種区域	
振動	昼間 午前8時～午後7時	60dB		65dB	
	夜間 午後7時～翌日午前8時	55dB		60dB	

※区域によっては、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、5dBを減じた値とする場合があります。

指定地域外(工業専用地域及び市街化調整区域)については、規制基準はありません。

【八幡市役所 市民生活部 環境業務課 〒614-8501 八幡市八幡園内75 電話 075-983-2798(直通) FAX 075-983-1603】